

公益社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
第31期(平成26年7月1日～同27年6月30日)  
事業報告書

総 括

当協会は、広島県知事より公益認定を受け、昨年7月1日に公益社団法人として新しくスタートし1年が経過いたしました。

当協会は昭和60年12月に、当時の時代の要請から公共事業の適正かつ円滑な実施に寄与するために設立され、これまで活動してまいりました。本年は設立後30年目を迎えております。これまで、法律改正や社会経済状況、国民意識の変化等様々な変遷を経る中で当協会は活動してまいりました。当協会の活動が、地域のため、国家のためになる活動であることから、公益性があると認められたわけですが、社員の皆様はいっそう社会に貢献し公益に資するという自覚をもち、研鑽に努めなければなりません。

昨年8月に広島市安佐南区、安佐北区において豪雨による大規模な土砂災害が発生しました。国の機関のみならず県内においても災害への危機管理に対応される自治体も出てまいりました。当協会の職責である不動産の権利の明確化に係る活動が、危機管理に大きく貢献することになります。今後も当協会の活動にご理解をいただいている官公署等、また国民・県民の期待に応えるよう努力してまいります。

当協会の活動のひとつに地図整備があります。地図整備に力を入れそのための態勢を整えることは、事業者としての責務です。国においては、従来から行ってきた境界が不明確となっている地域の登記所備付地図の作成作業に加え、東日本大震災から4年を経た後更なる復興加速化に資するための地図整備の拡充、さらに大都市においては今後10年間新たな地図整備を進めていくと発表されています。国土の基盤整備に欠かせない土地の境界の確定は、1筆単位では1個の財産であります。面として整備すれば地図の整備となります。当協会は組織として、また所属する社員一人ひとりの日常の業務を通じて、不動産に係る権利の明確化を推進していくことにより社会貢献に努め、我々が国家や地域社会基盤を築く一翼を担っていることを自覚することが大切だと考えます。そのために地図整備を行ってまいります。

登記の根幹である地図の整備が重要であります。実際には整備ができていない地域が多いのが実状です。また、地図の整備されているところにおいても作成時期、経緯により精度にばらつきがあり、地図の作成経過を考慮する必要があります。地図の整備地区、未整備地区にかかわらず、今日の高精度の技術により、公法上の境界を探求し、現地に境界標を設置することにより権利の明確化を実践し、登記記録並びに現地においても不動産に関する権利の安定に寄与していきます。1筆単位の境界確定も地図の整備を補充する意味があります。広義では地図整備ともいえましょう。地図整備や土地の境界の確定を行っている当協会の活動が不特定多数の国民の財産を守り、地域の安定、発展に繋がっていきます。

公益社団法人として再出発し2年目を迎え、これまで以上の社会貢献の意識で組織を運営し、役員のみならず社員一人ひとりが自覚を持たれ、研鑽を重ね活動していかなければなりません。

《総務経理部》

1 公益法人移行後の法人運営について

昨年7月1日公益社団法人へ移行登記を行いました。公益法人運営の3本柱である組織運営・事業推進・内部統制の構築及び充実に努めました。

また、先行して公益移行した他協会と情報交換や勉強会を行いました。

- ①平成26年9月20日 中公連 総会／福山市
- ②平成26年9月24日 公益法人及び一般法人に係る研修会(税制度他)／広島県
- ③平成26年10月2日 公益法人運営簡易セミナー／(公財)公益法人協会
- ④平成26年11月14日 個人情報保護法に関する説明会／広島県
- ⑤平成26年12月19日 公益法人に係る研修会(持続的な法人運営に関する先進的な取組について)／広島県
- ⑥平成27年1月21日 定期提出書類に係る研修会／広島県
- ⑦平成27年2月12日 会計セミナー(決算編)／(公財)公益法人協会
- ⑧平成27年6月3日 全公連 研修会／東京都

## 2 業務部が企画する研修会等のサポート等

本会・協会合同研修会(平成27年2月13日)のサポートをしました。

## 3 広報活動

ホームページを、平成27年6月2日にリニューアルしました。

## 4 災害協定締結の促進

各地域の官公署へ災害協定締結に向けて推進活動に努めました。

東広島市との災害協定を、平成26年7月14日に締結しました。

## 5 経理

経費の節減に努め、新公益法人会計基準による適正な会計処理と効率的な予算執行に努めました。

平成26年7月1日に、公認会計士と委任契約を締結しました。

## 《業務部》

### 1 事業推進活動

- (1) 公共嘱託登記に係る受託事業
- (2) 登記所備付地図作成作業の受託及びその事業への支援  
境界標識及び機器検定費等の支援を行いました。
- (3) 地籍調査事業の推進  
地籍調査事業の推進のため、福山地域において基準点設置事業を継続して行いました。
- (4) 地籍主任調査員及び地図作成総括責任者の養成  
地籍主任調査員(2名)の養成を行いました。

### 2 社会貢献事業

- (1) 登記基準点設置事業等社会貢献事業の推進  
基準点設置事業(福山地域)を行いました。
- (2) 境界や公共嘱託登記に関する知識、関連するその他の知識の普及啓発

平成 26 年 9 月 29 日 FM東広島へ出演し、東広島市と締結した「災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書」について説明をしました。

(3) 災害時支援事業

3 研修会

(1) 研修会の実施

平成 27 年 2 月 13 日 本会・協会合同研修会

「土地家屋調査士と地図について」

平成 27 年 4 月 24 日 中国ブロック協議会研修会

((公社)鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会主催・中国ブロック各協会共催)

「公共財産と登記」

(2) 社会貢献事業報告会の実施

平成 27 年 4 月 23 日 社会貢献事業・地図作成作業の報告会

福山地域で実施しました社会貢献事業(福山市坪生・春日地区 1・2 級基準点設置事業), 及び, 広島法務局より受託しました登記所備付地図作成作業(大竹市西栄 3 丁目, 新町, 本町地区)の作業内容等についての報告会を開催しました。

第 31 期事業年度においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に定める「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものがないので附属明細書は作成していない。